

静岡産業大学非常勤講師に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）に勤務する非常勤講師に関する事項を定めることを目的とする。

(非常勤講師の定義)

第2条 非常勤講師とは、本学の教育及び研究の充実に図るために置く専任教員、特任教員、客員教員以外の教員をいう。

(委 嘱)

第3条 非常勤講師は、毎学年度当該各学部長の推薦に基づき、学長がこれを選考し、理事長が委嘱する。

(委嘱の期間)

第4条 非常勤講師の委嘱は、特別の場合を除き、原則として毎学年度4月1日または10月1日とし、委嘱期間は9月30日まで、または3月31日までとし、1年を超えないものとする。ただし、更新を妨げない。

2 非常勤講師の契約更新後の委嘱期間の終期は、当初の委嘱日から起算して5年を超えないものとする。

3 非常勤講師の委嘱契約は、毎年2月中に契約を更新しない限り、当該年度の末日（3月31日）をもって終了する。

4 第2項にかかわらず、有期労働契約から無期労働契約へ転換を行った非常勤講師に関する規程は、別に定める。

(担当授業時数の制限)

第5条 非常勤講師が担当する授業時間は、本学が設置する全ての学部で行うものを合わせて、原則として1人あたり週4責任授業時間を超えないものとする。ただし、教育課程の遂行に当たって、当該学部長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(委嘱基準)

第6条 非常勤講師の委嘱資格は、原則として次の基準のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教授、准教授、講師及び助教のいずれかの資格基準に該当する者
- (2) ある分野においては、前号の者と同等以上の学識経験がある者で、かつ教育上、研究上の指導能力があると認められる者

2 委嘱は、原則として満71歳に達した年度末までとする。

(講師給等)

第7条 非常勤講師に支給する給与等は、別に定める基準に基づき、契約時に決定する。

2 履修登録した者が別に定める基準に満たないために授業を開講しない場合、すでに実施した授業時間相当分を除き、給与等は支給しない。

(交通費)

第8条 出講のため交通機関を利用する非常勤講師に対しては、その交通機関を利用するために必要な実費を支給する。

2 集中講義のため、遠隔地から出講する非常勤講師に対しては、学校法人新静岡学園旅費規程に規定する支給基準によって支給する。

(規程の改廃)

第9条 この規程を改廃しようとするときは、理事長の決裁を経なければならない。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月16日改正)

この規則(静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則)は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日理事長決裁)

この規程の改正は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月23日理事長決裁)

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。